



令和8年4月1日より

# 「治療と仕事の両立支援」が 努力義務となります！

治療方法の進歩に加え、高齢者の就労の増加等の状況により、何らかの疾病を抱えながら働く労働者が、今後も増加することが見込まれます。

このたび、労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月1日から、職場における「治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じること」が企業の努力義務となりますので、下記の「治療と就業の両立支援指針」や「両立支援ナビ」等を参考に、取組をお願いします。

## 治療と仕事の 両立支援ナビ



### 両立支援の取組事例(事業所)



## 兵庫労働局HP 治療と仕事の両立支援事例集



## 治療と就業の両立支援指針



兵庫県「健康づくりチャレンジ企業」に登録すれば、下記の支援等を受けられます。

令和8年度支援メニューの詳細・開始時期については、兵庫県HPをご覧ください。

▶ 健康づくりチャレンジ企業について



▶ 三大疾病療養者の治療と仕事の  
両立支援事業



# 兵庫産業保健総合支援センター 「治療と仕事の両立支援」ご案内

兵庫産業保健総合支援センターは、厚生労働省からの委託を受け、両立支援を推進するための支援を無料で行う機関です。

事業場の治療と仕事の両立支援に向けた取組に対して、専門的研修や相談対応などを無料で支援します！

- 働きながら治療を続けることは可能かな？
- 病気休職者の職場復帰に際して、注意すべきことって？
- 今後の働き方について相談したい。
- 社内で両立支援を導入したいが、どうすればよいか？ など



## 「主治医」「会社・産業医」「両立支援コーディネーター」の トライアングル型サポート体制の構築



お問い合わせ・お申し込みは

# ばんぽセンターへ



ご相談ください。



団体経由産業保健活動推進助成金はこちら

